

第120号議案

八王子市小児慢性特定疾病審査会条例設定について

八王子市小児慢性特定疾病審査会条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年11月28日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市小児慢性特定疾病審査会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき、八王子市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、市長が任命する。

3 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(意見聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八王子市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
第4条 (略) 2 (略) 3 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第1中第8号及び第83号に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。				第4条 (略) 2 (略) 3 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第1中第8号及び第81号に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。			
別表第1 (第2条、第5条関係)				別表第1 (第2条、第5条関係)			
番号	区分	報酬の額(円)	費用弁償の額	番号	区分	報酬の額(円)	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
54	(略)	(略)		54	(略)	(略)	
55	小児慢性特定疾病審査会会長	日額 21,200					
56	小児慢性特定疾病審査会委員	日額 17,400					
57	(略)	(略)		55	(略)	(略)	

<u>58</u> ~	(略)	(略)		<u>56</u> ~	(略)	(略)	
<u>89</u>				<u>87</u>			
備考	(略)			備考	(略)		

